

遅延理由書【結核患者（入院・退院）届出票】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 11 第 1 項の規定により、病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7 日以内に、最寄りの保健所長に届出なければならぬところを遅延いたしました。下記のとおり、遅延理由及び改善策について報告いたします。

記

患者氏名 _____
入院又は退院日 _____ 年 月 日
届出票提出日 _____ 年 月 日

遅延理由

()

改善策

()

年 月 日

医療機関の名称 _____

病院管理者名 _____

沖縄県 ○○○保健所長 殿